

地震関係

堺市立鳳小学校

校長 角野 兼太郎

堺市域で震度5弱以上の地震発生時の措置について

震度5弱以上の地震が発生した場合、下記のように対処しますので、お知らせいたします。

記**1. 登校前**

堺市域で一部でも震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。

震度4強以下の地震にあつては、学校や地域の実情に即し、校長が臨時休業についての判断を行います。震度4強以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

再開については、施設の安全確認等を踏まえ、学校からホームページや保護者連絡ツール「tetoru」等の方法で連絡させていただきます。堺市からテレビやラジオ等を通じてお知らせする場合がありますのでニュース等にご注意ください。

津波避難地域内の学校においては、堺市に大津波警報・津波警報が発令された場合、臨時休業とします。各家庭で避難目標や家族が落ち合う場所をあらかじめ話し合っておき、避難してください。

2. 在校中

震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校は児童を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護します。

地震が発生したからといって、直ちにお子様を帰宅させることはありません。テレビやラジオ等で安全な状況であると確認できた後、お子様をお迎えに来ていただきますようお願いいたします。保護者によるお迎えが難しい場合は、身元等の確認をした上で、代理の方にお引き渡しすることも可能です。お迎えがない場合は、引き続いて学校でおあずかりします。

3. 登下校中

震度5弱以上の地震が発生した場合は、家庭か学校のいずれか近い方に行くよう指導します。

大津波警報・津波警報が発表された場合は、浸水の恐れのない学校の3・4階に避難するよう指導します。つきましては、お子様が帰宅しない場合は、テレビやラジオ等で安全な状況であると確認できましたら、学校までお迎えをお願いします。

【留意事項】

- ①大地震発生時は、教職員は子どもの安全確保等のため対応しております。学校への電話連絡での問い合わせにつきましては控えてください。
- ②自家用車でのお迎えは控えてください。
- ③災害が起きたときに待ち合わせる場所を決めるなど、ご家庭で対策を考えておいてください。
- ④登下校は、通学路を通ることについて、ご家庭でもご指導ください。

この用紙は、いつでも確認できるように、大切に保管してください。